

病理診断科の紹介

病理診断科（びょうりしんだんか）は、病理診断を行う標榜診療科（外部に広告のできる診療科）です。2008年の医療法改正で認められた標榜診療科のひとつです。病理診断科の診療科としての業務は、細胞診断、病理組織診断（生検診断、手術材料の診断）、術中迅速病理診断、病理解剖などです。

病理診断とは、生体から採取された病変部の組織や細胞を顕微鏡で観察し、疾病の有無、良性腫瘍か悪性腫瘍かの判断を行う診断法です。生体の組織や細胞を採取して診断するものは、生検や細胞診と呼ばれています。細胞診断、病理組織診断は、病変を細胞あるいは組織のレベルで、光学顕微鏡を使って、形態学的に診断する診断法です。術中迅速診断とは、手術中に、患者の病巣から採取された組織の一部から標本をただちに作製し、その診断を手術室に迅速に報告することです。迅速組織診と迅速細胞診とがあります。迅速組織診では、組織を凍結させて標本を作製し、組織診断を行います。

その他、治療目的の手術で切除された臓器や組織の病理学的検査（手術材料の病理学的診断）、さらに病死した患者に対する病理解剖があります。また、手術症例検討会（呼吸器の癌の検討会など）の病理報告や病理解剖業務の病理報告をする症例検討会（臨床病理検討会）もあります。

病理診断は病理医が行います。標本作製、細胞診断にかかわる臨床検査技師とともに業務を行います。また、最近、自動免疫染色装置が導入され、診断をするのに、特殊な抗体による免疫組織学的染色法を行って診断をしています。デジタル化が進み、病理学の分野でも、コンピューター管理となり、電子カルテシステムに連結した病理診断支援システムを利用して画像の取り込みや標本の管理、診断報告書の作成、管理を行うようになりました。臨床科からの依頼もこのシステムで行うことになり、電子カルテを使って病理診断報告をしています。

病理学は基礎医学のひとつの分野でしたが、病院では、病理診断科の中で業務を行っていくことになりました。



【病理診断科部長兼中央検査部長 伴 聡】

